

## 吉野町地域公共交通協議会事務局規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、吉野町地域公共交通協議会設置要綱(以下「要綱」という。)  
第10条の規定に基づき、吉野町地域公共交通協議会(以下「交通協議会」という。)  
の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通協議会の会議に関する事。
- (2) 交通協議会の資料作成に関する事。
- (3) 交通協議会の庶務に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通協議会の運営に関し必要な事項

### (職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、吉野町企画政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、吉野町企画政策課の職員をもって充てる。

### (専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関する事。
- (2) 物品の購入その他交通協議会運営に必要な契約の締結に関する事。
- (3) 物品及び現金の出納に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

### (文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、吉野町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 交通協議会の公印の保管、取扱い等については、吉野町において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月26日から施行する。

この規定は、平成20年7月1日から施行する

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
吉野町地域公共交通協議会 会長の印		てん書	21×21	会長名をもって発する 文書	1	事務局長